学 術 指 導 契 約 書

　国立大学法人神戸大学（以下、「甲」という。）と相談者○○○○（以下、「乙」という。）は、国立大学法人神戸大学学術指導取扱規程に基づく学術指導を（以下「本学術指導」という。）を実施するにあたり、以下の概要及び各条項のとおり学術指導契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（学術指導概要）

|  |  |
| --- | --- |
| 1．契約者（甲） | 国立大学法人神戸大学 |
| 契約者（乙） |  |
| 2．学術指導題目 |  |
| 3. 指導目的・指導内容 |  |
| 4．指導期間 | 　　　　　年　　月　　日　　から　　　　年　　月　　日　　まで |
| 5. 指導時間 | 　　合計　　時間 |
| 6．指導員 | (甲) | 氏名 | 所属部署 | 職名 |
|  |  |  |
| 7．相談者（相談代表者）  | (乙) |  |  |  |
| 8．学術指導料（消費税込）（第3条） |  | 乙が負担する甲の指導料 |
| （１）直接経費 | 　　　円 |
| （２）間接経費 | 円 |
| 合計 | 円 |
| 9．ノウハウの秘匿期間（第7条） | 合意した日の翌日から起算して３年間 |
| 10．秘密保持義務の有効期間（第10条） | 本指導期間中及び本学術指導終了日の翌日から起算して３年間 |

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

　　　年　月　日

　　　　　　　　（甲）兵庫県神戸市灘区六甲台町１番１号

　　　　　　　　　　　国立大学法人神戸大学

　　　契約担当役　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　（乙）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（定義）

第１条　本契約において、次の各号に掲げる用語は以下の定義によるものとする。

「学術指導」とは、乙からの相談を受け、次項に定義する甲の「指導員」がその教育、研究又は技術上の知見に基づく指導及び助言を長期的かつ継続的に行い、もって乙の業務又は活動を支援するものをいう。

1. 「指導員」とは、学術指導を実施する甲の職員等をいう。

３　「知的財産等」とは、国立大学法人神戸大学知的財産取扱規程(平成16年4月1日制定)第2条第6号から第9号に定める権利をいう。

４　「ノウハウ」とは、本学術指導に基づき得られた秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値を有するもののうち、第７条の規定に基づき甲乙協議の上、特に指定するものをいう。

５　「秘密情報」とは、本学術指導の実施に当たり、相手方から開示を受けた情報及び研究試料であって、かつ、（１）秘密若しくはこれと同等の表示を明記して当該開示がなされたもの、（２）口頭等無形の方法により開示された場合で、当該開示に際して秘密である旨が告知され、かつ当該開示後２０日以内に書面によりその内容が開示を受けた当事者に通知されたものをいう。

６　「共同研究等」とは、神戸大学共同研究取扱規程及び神戸大学受託研究取扱規程に基づく共同研究若しくは受託研究をいう。

（学術指導の実施）

第２条　甲及び乙は、国立大学法人神戸大学学術指導取扱規程及び本契約の定めに従って、学術指導を実施するものとする。

２　本学術指導は、甲の事業場において実施する。

３　第２項の規定にかかわらず、甲が必要と認めるときは、乙の事業場その他乙の指定する場所において本学術指導を実施することができる。この場合において、旅費交通費は、乙から直接指導員に支払うものとする。

（学術指導料の納付）

第３条　乙は、学術指導概要8.に定める学術指導料を甲が発行する請求書により、当該請求書受領月の翌月末日までに甲に納付するものとする。

２　乙は、前項に定めるところに従い所定の入金期日までに指導料を納付しないときは、入金期日の翌日から入金の日までの日数に応じ、未納額に国の債権の管理等に関する法律施行令第二十九条第一項本文に規定する財務大臣が定める率により計算した延滞金を納付しなければならない。

（指導の中止又は期間の変更）

第４条　天災その他学術指導遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ本学術指導を中止し、又は本指導期間を変更することができるものとする。この場合において、甲又は乙は、その責を負わない。

２　甲は、甲の本指導員の退職又は他機関への異動により、本学術指導の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙と協議した上で、本学術指導を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し、その責めを負わないものとする。

３　学術指導の実施中に、乙から甲による試作・調査・検証等の申込みがあった場合は、本学術指導を中止し、共同研究等へ移行することを協議するものとする。

（指導の終了等に伴う学術指導料等の取扱い）

第５条　甲の責に起因する理由により本学術指導を中止した場合において、第３条第１項の規定により納付された学術指導料の額に不用が生じたときは、乙は、甲に不用となった額の返還を請求することができるものとし、甲は、乙からの返還請求があった場合には、これに応じなければならない。

（知的財産等の取扱い）

第６条　学術指導の結果生じた知的財産等の帰属、取扱い等については、当該発明等の発生事態を勘案して、別途甲乙協議して決定するものとする。

（ノウハウの指定）

第７条　甲及び乙は、本学術指導の結果、ノウハウに指定する必要のある成果が得られた場合は、別途協議のうえ秘匿すべき対象及び期間を明示した書面による合意によりノウハウとして指定するものとする。

２　前項のノウハウとして秘匿すべき期間は、原則として、学術指導概要9.に掲げる期間とする。ただし、必要があるときは、甲乙協議のうえ秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

３　乙は、ノウハウを商業目的のために使用しようとするときは、甲に通知するものとし、その対価及びその他の使用条件等について、甲と別途協議のうえ合意する条件で契約を締結するものとする。

（情報及び試料の提供）

第８条　乙は、本学術指導の実施に必要と自らが思料する情報及び研究試料（以下「試料等」という。）を原則として相手方に無償で提供するものとする。

２　甲は、第１項の定めにより相手方から提供された試料等は、本学術指導の目的にのみ使用するものとし、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、他の如何なる目的にも使用してはならない。また、甲は、当該試料等を、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

３　試料等に係る所有権及び知的財産権を含む一切の権利は、試料等の提供後も提供した当事者に帰属し、受領者は、前項に定める本学術指導目的での使用権を除き、当該試料等に係る如何なる権利を取得するものでもなく、また、如何なる権利を許諾されるものでもない。

４　甲は、本学術指導が終了若しくは中止した場合、又は相手方から要求があった場合は、相手方から提供された試料等を相手方に返還、若しくは相手方の指示により処分するものとする。

５　本条に定めるほか、試料等について特段の扱いを希望する場合は、別途協議のうえ契約を締結するものとする。

（承認ＴＬＯ）

第９条　甲は、業務の一部を、承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する指導成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の承認を受けた者。）に委託することができるものとし、甲は、承認ＴＬＯに対して、本契約における甲の義務を遵守させるものとする。

（秘密の保持）

第１０条　甲及び乙は、秘密情報について、自己の本契約担当者、並びに本学術指導の遂行上必要な最小限の役員及び従業者等（以下併せて「指導関係者」という。）以外の者に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、秘密情報について、指導関係者がその所属を離れた後も含め秘密を保持する義務を、当該指導関係者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

一　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる試料等

二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている試料等

三　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった試料等

四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる試料等

五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる試料等

六　書面により事前に相手方の同意を得た試料等

２　甲及び乙は、秘密情報を本学術指導以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

３　甲及び乙は、本契約締結及び契約内容を第三者に開示、漏洩しないものとする。ただし、司法手続上必要な場合及び監督官庁、行政機関等の命令又は要請がある場合は、この限りではない。

４　本条の有効期間は、学術指導概要4.に定める本指導期間中及び本学術指導終了日又は中止日の翌日から起算して３年間学とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（公表及び名称等の使用）

第１１条　乙は、本契約に関して甲の名称、指導員の所属及び職名等の公表を希望するとき、及び本学術指導に基づき創製された乙による商業目的での商品の販売、役務の提供、その他の行為に関して，甲の名称、略称、マーク、エンブレム、ロゴタイプ、標章、甲の本指導員及びその他の役員又は職員の氏名等（以下、「名称等」という。）を使用しようとするときは、事前に甲から使用許諾を得なければならない。

（無保証及び免責）

第１２条　甲は、本学術指導を実施した結果に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証をしない。

２　甲は、本学術指導（本学術指導に基づく商品の販売、役務の提供を含む。）によって乙に損害が発生した場合においても、乙に対し、当該損害についての責任を一切負わない。

（関連法令）

第１３条　甲及び乙は、学術指導の実施及びこれにより得られた成果に関し適用されるすべての関連法令を遵守する。

（反社会的組織関与の場合）

第１４条　甲及び乙は、相手方（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（契約の解除）

第１５条　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、書面による催告後３０日以内に是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。

 一　相手方が締結及び本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

　二　相手方が本契約に違反したとき

２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

一　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特定調停手続、又は特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けたとき

二　銀行取引停止処分を受け、又は支払停止に陥ったとき

三　仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売その他これらに類する手続の申立て命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

四　解散の決議をしたとき

五　本契約の目的に係る事業の廃止があったとき

六　事前に書面による同意を得ずして、合併又は本契約の目的に係る事業の全部又は一部の譲渡その他本契約上の地位の移転をもたらす行為をしたとき

七　監督官庁から営業停止又は営業許可の取消その他本契約の目的に係る事業の継続に

　　　影響を与える処分を受けたとき

（契約の有効期間）

第１６条　本契約の有効期間は、契約締結日から表記学術指導概要に掲げる指導期間の終了日までとする。

２　本契約の失効後も、第６条乃至第８条、第１１条、第１２条、第１７条及び第２０条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続するものとする。

（損害賠償義務）

第１７条　甲又は乙は、第１５条の各号に定める事由（同条第１項に定める事由によるときは故意若しくは重大な過失がある場合に限る。）、又は故意若しくは重大な過失によって相手方に損害を与えたときは、相手方が直接的に、かつ現実に被った通常の損害の範囲で賠償する義務を負うものとする。

２　前項の義務は、契約の解除により妨げられるものではない。

（契約譲渡の禁止）

第１８条　甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

（協議）

第１９条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

（裁判管轄）

第２０条　本契約に関する紛争（裁判所の調停手続きを含む）については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（本頁、以下余白）